

- 附 則（平成四年六月一七政令第二〇六号）
この政令は、平成四年七月一日から施行する。
- 2 出頭及びそのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当
については、なお従前の例による。
- 附 則（平成五年六月一六政令第一九九号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 1 附 則（平成五年六月一八日政令第二〇五号）
この政令は、平成五年七月一日から施行する。
- 2 出頭及びそのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当
については、なお従前の例による。
- 附 則（平成六年六月三〇日政令第二〇五号）
この政令は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成七年六月一六日政令第二五一号）
この政令は、平成七年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成八年六月一四日政令第一八一号）
この政令は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成九年六月一三日政令第一九五号）
この政令は、平成九年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一〇年六月二二日政令第二二三号）
この政令は、平成一〇年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一一年六月一六日政令第二八五号）
この政令は、平成一一年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）抄
この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十
三年一月六日）から施行する。
- 附 則（平成一二年六月二三日政令第三五八号）
この政令は、平成一二年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一四年一月二五政令第一七号）抄
この政令は、平成一四年二月一日から施行する。
- 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。
- 附 則（平成一五年六月一八日政令第二六一号）
この政令は、平成一五年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一六年六月二三日政令第二二二号）
この政令は、平成一六年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

- 附 則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄
（施行期日）
- 第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送
法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施
行する。
- （罰則に関する経過措置）
- 第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年七月二六日政令第六五号）
（施行期日）
- 1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
- 2 （経過措置）
この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（令和五年六月一六日政令第二二五号）
（施行期日）
- 1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。
- 2 （経過措置）
この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。